

行方市プレミアム付商品券

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付に先立ち
行方市プレミアム付商品券販売取扱加盟店を募集します

取り扱い店募集!!!

登録期間／令和8年4月1日(水)～令和8年5月29日(金)まで
受付場所／行方市商工会

●商品券取扱店の登録資格及び登録申請について

商品券取扱店として登録できる店舗は、市内に事業所があり、一般消費者にその便宜を与えられる商業、工業、製造業、建設業、サービス業等すべての事業者を対象とします。

ただし、次の事業所を除く。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号から第8号に規定する営業を行うもの。
- (2)業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。

●商品券取扱店登録申請について

(1)登録方法

- 正会員の方は「商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入・捺印し、申請ください。

「登録申請書」は、行方市商工会ホームページからダウンロードまた、商工会窓口でも取り扱っています。取扱店登録申請書に必要事項をご記入の上、直接行方市商工会へ持参しお申し込みください。(FAXは不可です)

- 非会員の方は申請書に令和7年分確定申告書の添付が必要です(法人の場合は登記簿謄本)
ご不明な点は、商工会窓口でお問い合わせ下さい。

(2)登録申請期間

令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)(土日祝日を除く)

取り扱い店舗を告知する新聞折込チラシへ掲載ができるのは、5月29日が締め切りです。

(3)配布物

6月中旬頃には、のぼり、ポール、加盟店ポスター、実施要項等を配布します。

●商品券の換金手数料及び振込手数料

無料(商工会負担)



ご注意

商品券取扱店の登録を行う際、振込口座の登録を行いますので、印かん(大型店等は支店印でかまいません)をお持ち下さい。換金業務の都合上、**本事業期間中の登録口座の変更はできません**ので、くれぐれもご注意ください。